

加入事業所	204 事業所	参加率 (事業所)	参加人数	72 人		
出席	82 事業所	40.2%	回答者	65 部	回収率	90.3%

集計結果

1 本日の居宅介護支援部会で取り上げた内容は参考になりましたか？

① 大変参考になった	36	55.4%
② 少し参考になった	24	36.9%
③ あまり参考にならなかった	4	6.2%
④ 参考にならなかった	0	0.0%
⑤ 未記入	1	1.5%

65

2 参考になった点

相談できるこんな部署があることを知らなかった。相談員の苦勞も少しわかった。相談者にとってはとても心強いと思う。

「つなぐ」シートについてわかりやすい説明でした。

仕方の具体的な動き、根拠法を学ぶことができた。行政がこれから時間外でも困窮対策をこうしていくその姿勢と状況を実感した全世代包括支援センターと言える役割に大変さを感じた。

事例も、他人事とは思えないような事例を挙げて頂き今後の仕事の参考になると思います。

要支援者発見のためのガイドラインと言うものがありました。事業者用だけでなく住民向けに配布できるものもあればさらに良いと思っています。

何故の問題は、仕事のことはハローワークや高齢者の介護の問題は包括にならないのは相談しても相談にならなかったのか？それとも相談方法が問題なのかと考えた。相談はやはり一時間ぐらいが適当とは思える。傾聴は必要であるが次に繋ぐ必要もあると考える

精神疾患を抱えた家族や難病のあるかたが親を介護していたり介護保険が始まる以前から「生活福祉課」はありました。どうか介護保険法優先だからケアに何でもかんでもぶっつけてくるのはやめてほしい。介護サービスの組み立てはケアでも可。金銭管理、服薬管理や通院受診管理は、それぞれの担当部署からの働きかけと関わりが絶対必要です。一人のケアマネが人間の生活（生命維持活動）全般を見ていくことはあまりにも重いということに早く気が付いてほしい。ケアマネの人生もあります。行政と地域包括が血眼で対応すべきです。「孤独死」の何が悪いのですか？

悩んで身動きできない方に照会していきたい。

事例がその後の結果どうなったかもおしえていただければよかった。うまくいったケースそうでなかったケース等

素直にCMから連絡を入れてもいいのか？地域の問題として包括から相談をしてもらったほうがいいのか困っています。実は早速相談したいことはあります。（統合失調症の兄弟での生活におけるKPの入院）

気づきのネットワークがあることも今回の研修で知ることができた。

区民の実行に比べて窓口が1か所とは？また区民の所得は23区でも下の方へ位置し生活保護が多いのも区の特徴でもある。

生活困窮相談者自立支援法は詳しいことを知らなかったので、参考になりました。今後自分の引き出しの1つが増えた。周囲職員へも周知したい。

親の年金で本人(子供)も生計を立てている人が多く、本人も発達障害がある方等に情報提供できると思いました。

横のつながりや地域を越えての支援が可能。事例を通して高齢者が直面している悩みと関わりが参考になった。

相談会の案内などは見たことはあるが、具体的な内容や取り組みが理解できた。ケースによっては、紹介が必要となる事も実感した。色々な支援がある事を改めて知る事が出来た。相談窓口があるという事が分かった。どのような動きをするかなどの詳細をよく理解できた。

生活困窮は高齢者世帯にも多くみられ、生活保護に繋がらないケースもある。本日の事例を聞き、継続した生活の安定を考えた時、その場限りの支援ではないものが必要と感じた。

障害介護や老障介護という名称もあるのを知った。4事例とも障害が関わる事で、普段私が担当している方も精神障害者の娘がいるが、もっと厄介な内容だと思った。

事例の説明がポイントのみの話であったが、実際にはもっと苦勞された経緯があると思うので、その部分を聞きたかった。相談員の苦勞が感じられ、大変そうなことが分かった。出来れば終了した事例でどんな対応ができたのかが分かるともっと良かったと感じた。

今後更にこのような方が増えていき、また高齢者でもある等居宅としては重要な施策だと思えました。連携を図る事、居宅のインフォーマルサービスとして教えてもらい良かったです。

今まででも何回か連携を取らせていただいていたのですが、具体的にどんな支援をしていただけるのかが分かり、今後利用者に説明するのに役立てると思いました。

相談・支援が必要な方が多いので、専門の方へ繋げていけるので心強いと思いました。

気軽に相談でき、丁寧な対応をしてもらえることが分かった。

要介護度のない家族の支援もできる範囲で行っていきたいが、限界があった。相談できる窓口があると分かり心強い。

生活困窮相談者へのアウトリーチの方法。

困っている方が増えている中で相談できるという明かりが見えたようで気持ちがほっとしました。

事例があったのでセンターの関わり方が分かりやすかった。

「生活困窮者自立支援法」を知らなかったので勉強させて頂きました。じっくり聞くと言う事の大切さをケアマネとしてよく分かります。区にもこのような制度がある事に驚きました。必要があれば活用させていただきたい。

相談の窓口が分かった。どうやって相談していいのかわからない場合、是非相談していきたい。(ケアマネがまず相談をしてもいいものか)ご家族等からくらしとしごとの相談センターは知っていたがよく分かりました。

大変な事例ばかりなのに行政では今はすぐに解決できないことがビックリでした。それでもその方々に寄り添い、一緒にやり取りを行ってくれることは大変力強いし、希望がわきます。

生活困窮者自立支援が開始して一年半の現状がわかった。

くらしとしごとの相談センターの支援の内容を具体的に知ることができた。特に事例の紹介があったため理解しやすかった。

保健センターで保健師と精神科医師と相談できることは良い情報でした。生き・死の問題 大切な基準だと思いました。

事例を見て近い状況の家族とかかわることもあるため、相談までの事例かどうか困ることもあります。相談先等が知れたのは参考になります。

事例を交えて説明して下さったので、生活困窮者自立支援制度について少しだけ理解する事ができた。

具体的にどんな仕事をしているか、どんな手順なのかわかりやすかった。

困窮者が多い。

3

参考にならなかった点(理由)

つなぐ役割との事だが、繋いで上手くいっているのか不明。むしろ話聞いただけじゃんと思いました。話きただけで何もしてない課。20時半で残業感覚って、民間ではありえない。

事例を4つ紹介いただいたが、どれも解決がなされていない。相談しても解決できない?という印象。成功事例を提供して欲しかった。

4

その他(意見感想など)

包括勤務なので連携強化、互いの仕事のできることを、できないことを学びあることが大切と感じた。寄りかからせ過ぎない支援の程度、加減も大切と感じた。ライフラインとの連携を包括も強化しようとしているところなので改めて協力をよろしくお願いしたい。と感じた

一つの「ケースに深くかかわりたいと思いつつもそうは出来ない現実とののはざまに悩んでいる私にはとても理想的な関わり方をしているように思えました。

少し遠い話のようでしたが、何となく理解できました。

清水係長の話では人員が少ないのであれば区内に4店舗ある福祉事務所に?して行う事も可能ではないか?

相談窓口に行って相談ではなく、アウトリーチはありますか?

ガイドラインのコピーをいただきたいと思いました。インターネットで確認できるのならば教えてください。

貧困問題の制度の間にいる方々への支援の難しさを感じた。本人(当事者)と接点を持っていない中での相談では介入の限界があると思われるが、そういう相談が今後も増えると円満な解決には至りづらいと感じた。

すごく難しく、これからの増え続けていく問題かと思われまます。

この制度、いらないと思います。人件費のムダ。

もしケアマネとして、同じ相談を受けたら、まず包括支援センターに相談すると思います。「くらしとしごとの相談室」さんをきょたくしえんとしてどのように協働していけばいいのかなと思いました。

もっと早くにこのような制度があれば、就業につければ生活保護の受給者も減少するのではないかと思う。家族に問題を抱えている方も多く、大きな課題だと思う。行政の制度の矛盾などが大きく浮き彫りになったと思う。

生活サポート相談員が包括職員と似たような役割・動きをしていると思いました。包括と連携や役割分担ができればいいと思います。

困っていることは千差万別。対応方法に方程式はない。個別の問題に一つ一つ取り組んでいくというお話に共感しました。

事例で解決したもの、旨くつながり終結したものを知りたかった。区役所総合相談会の会場でもなかなか行けない方も多い。(高齢・障害・金銭の問題がある為)

生保の相談、窓口に行き相談されたいかでしょうか。

相談者に寄り添い、よく動いていることが区の相談機関の窓口対応のみという姿勢とは異なるのだと、意外に感じました。すぐに解決できることは少なく、粘り強く、又は静観していく等の対応を継続していく点がケアマネジャーの仕事を重なると感じました。

ありがとうございました。

実際、相談に行った利用者家族がありましたが、なかなか先に進まず結局途中で相談を中止してしまったケースがありました。どこまでフォローをしていただけるのでしょうか？

来年の移転後、新体制の話しをもう一度聞きたい。その時に新しいリーフレットを頂けたらとてもありがたい。

相談窓口に行って相談ではなく、アウトリーチはありますか？

ガイドラインのコピーをいただきたいと思いました。インターネットで確認できるのならば教えてください。

貧困問題の制度の間にいる方々への支援の難しさを感じた。本人(当事者)と接点を持っていない中での相談では介入の限界があると思われるが、そういう相談が今後も増えると円満な解決には至りづらいと感じた。

すごく難しく、これからの増え続けていく問題かと思われまます。

この制度、いらなと思います。人件費のムダ。

もしケアマネとして、同じ相談を受けたら、まず包括支援センターに相談すると思います。「くらしとしごとの相談室」さんをきょたくしえんとしてどのように協働していけばいいのかなと思いました。

もっと早くにこのような制度があれば、就業につければ生活保護の受給者も減少するのではないかと思う。家族に問題を抱えている方も多く、大きな課題だと思う。行政の制度の矛盾などが大きく浮き彫りになったと思う。

生活サポート相談員が包括職員と似たような役割・動きをしていると思いました。包括と連携や役割分担ができればいいと思います。

5

今後、部会で取り上げて欲しい内容

新総合事業について結城先生も20%くらいしかうまくいかないだろうとはなしていました。ケアも毎日必死で働いて自分の「終活」も考えられないのだから多くの方にも衰えて病気にもなり朽ち果てていくこと自分の年金がいくらもらえるのか計算してもらえるので確かめてほしい。

ケアってどこまで関われば良いの？わかっていても求められる状況、みなさの支援を伺えたらとおもいます。

ケアマネジャーが廃業しなければならない時……。労働者の権利は守られるのか……。事業所の閉鎖を耳にしますが、ケアマネジャーも生活があり、家庭がある。生活困窮に陥る事だってないとは言えない。労働トラブルを避ける為に、労働について考える機会があればと思う。

保健センター・保健師との連携について